

平成30年度 第8回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成30年11月16日（金） 13時00分から15時20分まで

2 場 所

千葉市美術館 11階 講堂

3 出席者

委 員：齋藤(利)委員長、村上副委員長、石川委員、中井委員、
齋藤(尚)委員、工藤委員、八田委員、酒井委員、葉山委員、
阿部委員（10名）

事務局：環境生活部 生駒次長、工藤環境研究センター長
環境政策課 野溝課長、熱田副課長、三田班長、
茶谷主査、高橋主査、出口副主査、加藤副主査

傍聴人：11名

4 議題

- (1) (仮称) 姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る環境影響評価準備書
について（審議）
- (2) 一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価
方法書について（答申案審議）

5 結果概要

- (1) (仮称) 姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る環境影響評価準備書
について（審議）
事務局より資料1、資料3、資料4及び資料5について、事業者より資
料2について、それぞれ説明され、審議が行われた。
- (2) 一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価
方法書について（答申案審議）
事務局より資料6、資料7、資料8及び資料9について、それぞれ説明
され、審議が行われた。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 : (仮称) 姉崎火力発電所新 1 ～ 3 号機建設計画に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 : (仮称) 姉崎火力発電所新 1 ～ 3 号機建設計画に係る環境影響評価準備書委員からの質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 3 : (仮称) 姉崎火力発電所新 1 ～ 3 号機建設計画に係る環境影響評価準備書についての意見の概要と事業者の見解
- 資料 4 : 市長意見の提出状況
((仮称) 姉崎火力発電所新 1 ～ 3 号機建設計画に係る環境影響評価準備書)
- 資料 5 : (仮称) 姉崎火力発電所新 1 ～ 3 号機建設計画に係る環境影響評価準備書 (平成 30 年 8 月 17 日諮問) 論点整理 (たたき台)
- 資料 6 : 一般国道 464 号北千葉道路 (市川市～船橋市) に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 7 : 一般国道 464 号北千葉道路 (市川市～船橋市) 環境影響評価方法書
前回委員会で寄せられた質疑・意見に対する都市計画決定権者の見解
- 資料 8 : 一般国道 464 号北千葉道路 (市川市～船橋市) に係る環境影響評価方法書 (平成 30 年 9 月 21 日諮問) 論点整理
- 資料 9 : 一般国道 464 号北千葉道路 (市川市～船橋市) に係る環境影響評価方法書に対する意見 (答申案)
- 参考資料 : 一般国道 464 号北千葉道路 (市川市～船橋市) に係る環境影響評価方法書への関係市長からの意見と事務局対応案

【別紙：審議等の詳細】

(1) (仮称) 姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る環境影響評価準備書
について (審議)

○事務局より資料1、資料3及び資料4について説明。

【審議】

意見等、特になし。

○事業者より資料2について説明。

【審議】

(委員)

景観に関して、準備書において「対象事業実施区域周囲の海側に植栽を行い、可能な限り人工構造物を目立たなくするよう努める」との記載があるが、近年ではこうした構造物を隠すよりもきちんと見せ、産業ツーリズムやインフラツーリズムに活用する方向に変わってきている。富津市や木更津市では海からの景観にも配慮されており、隣接する市原市でもこうした構造物を隠すよりも見せる方向に視点を切り替えた方がいいと思われる。植栽を実施していただくことは喜ばしいと思うが、構造物を目立たなくするよりも海からの見え方に配慮するといった積極的な対応に努めていただきたい。

(委員)

事業者はご検討いただきたい。

(委員)

資料2のNo. 22で、環境監視の結果の公表について検討するとのことご回答をいただいているが、特に生態系に及ぼす影響は科学的にも不明な点が多く、環境監視で得られるデータは非常に貴重であり、データの共有をしていただくと将来の環境保全に役立つと思われる。

また、環境保全措置が環境にプラスに働いていることを公にすることにより、住民の事業者への理解が進むことが好ましいとも考えており、環境監視の結果の公表については積極的にご検討いただきたい。

○事務局より資料5について説明。

【審議】

(委員)

P. 19の事後調査に関する論点について、事後調査を求めるだけでなく、事後調査の結果に基づき事業実施内容の見直しをすることを求めるような記載にすることは可能か。

(事務局)

検討させていただきたい。

(委員)

P. 13の冷機起動時の予測に関する指摘は、特殊気象条件下のみ冷機起動時の予測を行っていることについて、説明を求めるという意図でよろしいか。

(事務局)

その通りである。

(委員)

冷機起動の頻度は、発電施設を再起動する頻度と思われるが、運用上再起動をどの程度実施するかについて説明を求めているという理解で良いか。

(事務局)

その通りである。

(委員)

P. 13の地形の起伏の影響に関する論点について、地形の影響を受ける可能性があるかと判断した根拠をご説明いただきたい。

(事務局)

地形の影響に関する判定基準は「発電所に係る環境影響評価の手引き」に示されており、事業者も準備書においてこの判定基準に基づき判断している。判定基準では、有効煙突高と周辺地形との比に基づいて判断することとしており、

事業敷地から半径5 km以内の最大標高と有効煙突高との比が0.6以上か、半径20 km以内の最大標高と有効煙突高との比が1.0以上の場合は地形の影響を考慮すべきとしている。ただしこの判定式は有効煙突高が300 m以上の場合を想定しており、これに満たない場合は判定条件より多少小さくても地形の影響を考慮することが望ましいとされている。

本事業の有効煙突高は237 mである。また、半径5 km以内の最大標高と有効煙突高との比は0.25であり、0.6と比較して十分小さいと思われるが、半径20 km以内の最大標高と有効煙突高との比は0.83であり、判定基準の1.0に対して十分小さいとは言いきれない。このことから、有効煙突高が300 mに満たないことも踏まえ、地形影響を考慮することが適切と考えられる。

(委員)

理解した。

(委員)

準備書P. 598で地形影響の判定のためにボサンケI式を用いて有効煙突高を求めているが、風速等の各パラメータによって結果が大きく変化することが想定され、この計算で大丈夫かという懸念がある。

(事務局)

ボサンケI式については県でも使用しており、これ以外の推定式を県から示すことは難しい。

(委員)

前回委員会でも指摘したことだが、煙突高を80 mとすることについては、排ガス処理設備の性能が向上したからという説明で話が進められている。さらに地形の影響があつて、ボサンケI式を用いて影響がないと判断しているが、本当にそれで大丈夫なのかという思いがある。

(事務局)

大気影響の予測については、現状の発電施設が6基稼働している状態をバツ

クグラウンドとしており、それに対して新設する施設の影響を加えて評価をしていることから、安全側で評価していると思われる。ただし、住民にはその点が伝わりづらいと思われるので、分りやすく説明するよう求めたい。

(委員)

大気影響の予測は完璧ではなく、実際の結果を原因も含めて完全に把握することは困難と思われるが、P. 19において、大気環境中の窒素酸化物濃度について事後調査を行うことを求めていることから、行政として事後調査の結果を把握していくことが重要と考えられる。

(事務局)

一般大気環境のモニタリングを行うとともに、県、市及び事業者で締結する環境保全協定において排出濃度の常時監視を行う等の方法により、把握を行っていく。

(委員)

P. 12に工事用資材の搬出入による大気への影響についての指摘があるが、準備書に記載の環境保全措置として、「可能な限り海上輸送することにより、工事関係車両の低減を図る」とある。大型船舶であれば大気影響も想定されるところと思われるが、船舶による影響は考慮しないのか。

(事務局)

海上輸送については、最大で一日3隻、通常は1隻という計画であり、この程度の隻数であれば考慮は求めている。ただし、隻数が増えるようなことがあればご指摘の通り影響が懸念されるため、その際には考慮するよう求めることとしたい。

(2) 一般国道464号北千葉道路(市川市～船橋市)に係る環境影響評価方法書について(答申案審議)

○事務局より資料6及び資料7について説明。

【審議】

意見等、特になし。

○事務局より資料8及び資料9について説明。

【審議】

(委員)

海上自衛隊下総航空基地があるが、道路との関係はどうか。航空機が道路を横切ることがあるかもしれないが、道路の安全性はどうか。

(事務局)

航空機やヘリコプターは習志野上空まで飛行しているが、詳細な航路は把握していない。

(委員)

事務局は確認の上、別途ご回答いただきたい。

(委員)

資料9の前文4段落目の「道路位置(ルート)が明らかにされていない」とは、どういうことか。資料8の3ページの事業特性では、「ルート案は単一案が示されていること」との表現があるが。

(事務局)

道路の位置については、資料8の3ページの図のとおり、広い範囲で示され、正確な位置が示されていないことから、「明らかにされていない」との表現を用いた。

(委員)

資料9の(6)①「残された貴重な自然環境が」とあるが、このことについて

では、県北部の残された緑地の分布を示すなど、もう少し広い目線で客観的に、また端的にわかるような表現にさせていただくとよい。情報としては、例えば、この地域の気候条件から考えられる植生がどうか、また長く人が住み土地の改変が進んでいる中、森林があり原風景を残しているなどという状況が記載されているとよいと思う。今回の事業者は県なので、もう少し踏み込んだ形で表現していただきたい。

(委員)

生態系を確認するに当たっては、より広い情報が必要であり、環境影響評価において事業者が示す地域特性だけでは難しいと思う。委員がご指摘されているように、広い意味で生態系を確認できる情報を県は持ち合わせているか。また、委員会に対して、その情報を提供していただくことは可能か。そうすれば、生態系について、その場所の貴重性などを判断できると思うが。

(委員)

県は環境行政を担い、自然環境に関する情報を一番持っていると思う。

(事務局)

県において、生態系についてどのような資料があるか、また、どこまで出せるかわからないが、別途確認させていただきたい。

(委員)

「残された貴重な自然」については、広域的な全体的な状況を踏まえた上での表現としていただきたい。単に言葉とするのではなく、客観的な情報があればよいと考えている。

(委員)

情報が必要とのことであるが、その情報については、県から出されるもの、事業者から出されるものがあると思う。

(委員)

自然の貴重さは、規模や質において、相対的なものであると思う。自然の貴

重さについては、特に都市部なので、どのように貴重であるかわかるように、少し言葉を付け加えていただければと思う。同じ質を持った自然環境でも、地域によって評価に違いがあると思う。貴重さがわかるよう言葉を付け加える必要があると思う。

(委員)

例えば、森林の分布図や生物多様性指数のようなものなどが示されるとよいと思う。その結果、自然の重要性なども分かると思う。

(委員)

県の中央博物館などには、多くの資料があると思うので、データベース化して公開していただくとよいと思う。また、各事業者が実施した環境影響評価の内容についてもデータベース化されればよいと思う。

(事務局)

ご指摘の箇所に係る文言については、別途、適切な表現を考えさせていただきたい。また、県が持つ資料の公開の件については、担当部局と相談していきたい。

(委員)

本事業については、道路の位置や構造の詳細が決まっていないとのことで、選定理由を示す旨の答申となっている。道路事業は他の事業と比べて、影響を及ぼす範囲が広いと思う。道路位置等の選定に当たっては、大気、水質、自然環境などいろいろな視点があると思うので、重視した視点を分かるようにしていただきたい。選定理由の記載に当たっては、どの視点を重視したか、項目間の関係についても明らかにしていただきたい。

(委員)

答申には選定理由を明らかにする旨の記載はあるが、もう少し踏み込んだ答申にすべきという意見か。

(委員)

答申に盛り込むことではないが、例えば、道路位置を決める際には、動植物の生息箇所を避けるのか、また、多くの人の住む地域を避けるかなど相反するところがあるかと思う。道路位置等が決まっていないので、現段階で具体的な箇所を言えないが、場合によっては、選定に当たり、どの項目を重視したかなどを記載していただきたい。

(事務局)

資料9の1(2)においては、「検討の経緯や選定理由を明らかにすること」と記載しているが、ご指摘の件について、今後、事業者が準備書を作成するに当たっては、事務局としても確認していきたい。

(委員)

北千葉道路の東側においては、既に環境影響評価を実施しているので、本事業の参考にさせていただきたいと思う。

(事務局)

事業者においては、十分活用されるものと考えている。

(委員)

資料9の2(8)の景観について、「多くの人が集まる駅や公園等、生活者の視点を考慮した眺望点」とあるが、生活者の視点ということで、駅や公園に加えて、住居地域も入れた方がよいと思う。

(委員)

主旨としては、日常的に高架構造を目に見える人々のストレスとならないように、というものである。眺望点としては、駅や公園などの不特定多数の人が集まる箇所として、例を挙げたところである。眺望点として必要なものがあれば、積極的に文言として入れていただくとよい。

(委員)

目線の多い場所と考えると、集合住宅で規模が大きい箇所などがポイントに

なると思う。

(事務局)

本事業の実施区域及び周辺は住居地域が多く、どこを眺望点に選ぶかは難しいが、別途検討させていただきたい。

(委員)

以上、事務局においては、議論となった箇所の修正について検討の上、答申の作成をお願いします。

(委員)

以上で、本日の審議については終了とする。

以上